

茅ヶ崎市における「男女平等参画社会」 実現政策の現状と課題（その2）

国際学部 椎野信雄

0. はじめに

本稿は、前号の『茅ヶ崎市における「男女平等参画社会」実現政策の現状と課題』を引き継ぎ、その後の茅ヶ崎市の現状と課題を検討するものである。「第2次実施計画」「プランの推進のための提言書」における記述をたどることによって、政策の現状と今後の課題を探ることにする。

1. 茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画「第2次実施計画」（2003年度～2005年度）

「実施計画」は、2000年11月に策定された「茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画」の施策の方向に基づき、茅ヶ崎市新総合計画の目指す将来都市像「自然と人がふれあう心豊かな快適都市 茅ヶ崎」の実現に向けて、事業計画を体系的・具体的に示し、総合的・計画的なまちづくりを進めるために策定したもので、「基本計画」で示す「施策の方向」を、3か年の財政推計に裏づけされた具体的な事業内容として示すものである。実施計画は、社会経済情勢や時代潮流、市民ニーズに的確な対応を図り、効率的な行政運営を行うため、計画期間を3か年の短期計画とし、2年ごとに見直しを行っている。第2次実施計画は、第1次実施計画（2001年度～2003年度）に引き続き、2003年度から2005年度までの3か年を計画期間としている。

第2次実施計画では、第1次実施計画と同様に、福祉と環境へ配慮しながら、新たな時代の流れや市民要望等の十分な検証につとめ、次の5つを基本的な考え方として計画の策定が行われたようだ。（この回より、新たに各事業の指標・実績値・目標値が設定され、それぞれの事業の進行管理並びに評価に活用されている。）

- (1)市民生活の安全と安心の確保
- (2)身の丈にあった財政運営の実現
- (3)自然環境や地球環境の保護・保全
- (4)まなびの場の整備・充実
- (5)地域文化にふれあう機会の創出

第2次実施計画には、第1部「第2次実施計画」について、第2部「施策体系別

計画」に続き、第3部「計画の推進に向けて」がある。その第3部の、その2「男女共同参画社会」は、次のような記述になっている。

2 男女共同参画社会

1 目標

● 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画することが可能な「男女共同参画社会」の実現に向けたまちづくりを進めます。

2 施策の方向

男女共同参画社会

(1)男女共同参画社会形成への総合的推進

(2)就労環境の整備

(3)男女平等意識の高揚

(4)女性に対する暴力への対応

(5)政策・方針決定への参画

(6)女性の性の自己決定権の確立

3 計画事業

(1)男女共同参画社会形成への総合的推進

事業名：男女共同参画社会実現のための行政の推進体制の充実

事業概要

男女共同参画社会基本法及び「ちがさき男女平等参画プラン」に基づき、市民・企業・団体・行政が連携をとりながら、男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備を図ります。

◇ 庁内に関係課長で構成する茅ヶ崎市男女共同参画推進会議を設置し、事業担当課との連携を図りながら、男女共同参画の視点での事業を推進します。

◇ 公募市民を含めたちがさき男女平等参画プラン推進協議会を設置し、事業等がプランに沿って進行されているか調査・改善・提言を行うとともに、茅ヶ崎市男女共同参画推進会議と協調・連携し、プランを推進します。

評価指標・目標値

<指標>

①年間茅ヶ崎市男女共同参画推進会議開催回数

②年間ちがさき男女平等参画プラン推進協議会開催回数

〔実績値〕

① 3回(14年度)

② 10回(14年度)

〔目標値〕

① 4回(17年度)

② 12回(17年度)

事業主体 市・民間

(2) 就労環境の整備

事業名：女性センターの機能の充実

事業概要

男女共同参画社会の実現を目的として、学習の機会の提供、情報発信など女性の自立を支援する事業を行います。この拠点として、女性センターの機能の充実に努めます。

◇社会参加、自立支援を目的とする講座の開催

◇情報紙・広報紙による啓発

◇関係機関との連携による情報提供

評価指標・目標値

<指標>

〔実績値〕

〔目標値〕

①年間講座開催回数

① 4回(14年度)

① 5回(17年度)

②年間講座参加者数

② 169人(14年度)

② 200人(17年度)

③年間情報紙発行回数

③ 3回(14年度)

③ 4回(17年度)

事業主体 市

事業名：エンパワーメントの支援

事業概要

エンパワーメントとは、女性が力をつけることであり、自己決定能力や法的な力、経済的な力、政治的な力などを一人ひとりが身につけるだけでなく、この力が別の人になり、グループ全体の力を高めていくような能力のことです。エンパワーメントを目的とした講座等の事業に取り組みます。

◇人材育成や社会参画の力をつけるための講座の開催

◇情報紙・広報紙による啓発

評価指標・目標値

<指標>

〔実績値〕

〔目標値〕

①年間講座開催回数

① 4回(14年度)

① 5回(17年度)

| | | |
|------------|-------------|-------------|
| ②年間講座参加者数 | ②169人(14年度) | ②200人(17年度) |
| ③年間情報紙発行回数 | ③3回(14年度) | ③4回(17年度) |

事業主体 市

(3)男女平等意識の高揚

事業名：男女平等意識の高揚

事業概要

「男らしさ、女らしさ」といった性別役割ではなく、性別で分けない(ジェンダーフリー)視点をもって、自分らしさで生きていくことが男女共同参画社会の形成には必要であり、市民や教育に携わるもの、職員に対して男女平等意識改革に取り組みます。

◇メディア・リテラシーと男女平等についての講座などの開催

◇行政職員、教職員について男女平等意識の改革のための研修会の開催

◇情報紙・広報紙による啓発

評価指標・目標値

| <指標> | [実績値] | [目標値] |
|------------|-----------|-----------|
| ①年間研修会開催回数 | ①なし | ①1回(17年度) |
| ②年間情報紙発行回数 | ②3回(14年度) | ②4回(17年度) |

事業主体 市

(4)女性に対する暴力への対応

事業名：「女性のための相談室」機能の充実

事業概要

「女性のための相談室」では、多様化する女性の悩みの解決の一助として相談事業を行い、女性を支援しています。

電話相談による助言では、解決しにくい困難な相談に対応するため、面談相談を増設するなど、機能の充実につとめます。

◇電話相談・面談相談・法律相談の実施

◇情報提供・紹介

評価指標・目標値

| <指標> | [実績値] | [目標値] |
|-----------|----------|-----------|
| 月間面談相談開設数 | 1回(14年度) | 15回(17年度) |

事業主体 市

事業名：DV等の暴力根絶の意識啓発及びDV対応

事業概要

女性に対するあらゆる暴力を根絶するために、意識啓発を行うとともに、夫や恋人など親しい人からの暴力(DV)の相談に対して、重大な被害を未然に防ぐための助言・指導・情報提供などを行います。

◇福祉事務所・警察など関係機関との連携による対応

◇暴力根絶の意識啓発

◇県と民間活動団体と協調し、シェルターの設置と運営の支援

評価指標・目標値

| <指標> | [実績値] | [目標値] |
|------|----------|----------|
| 啓発回数 | 1回(14年度) | 2回(17年度) |

事業主体 県・市・民間

(5)政策・方針決定への参画

事業名：審議会などの女性比率の改善

事業概要

政策や方針決定の場である審議会などへの男女の均等な参画や委員構成を実現するため、「ちがさき男女平等参画プラン」の審議会等委員の女性登用率の目標数値を40-60%と設定し、選考方法などの検討を行い、審議会などへの女性の登用を進めます。

◇審議会などの委員の男女比率の調査

◇積極的登用のための改善措置

評価指標・目標値

| <指標> | [実績値] | [目標値] |
|--------------|--------------|------------|
| 審議会等委員の女性登用率 | 26.3%(14年度末) | 40%(17年度末) |

事業主体 市

事業名：女性に対する積極的参画促進措置の取り組み

事業概要

女性の進出が遅れている分野があったり、大事な意思決定の場に女性が加わらなかつたり、男女間の不平等を生じています。

男女が社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針決定への参画を促進するため、審議会などの女性委員数の目標値を設定し、女性の登用を計画的に進めるなど積極的差別是正策に取り組みます。

◇積極的登用のための改善措置

◇人材育成や社会参画の力をつけるための講座の開催

評価指標・目標値

| <指標> | [実績値] | [目標値] |
|---------------|---------------|-------------|
| ①年間講座開催回数 | ①4回(14年度) | ①5回(17年度) |
| ②審議会等委員の女性登用率 | ②26.3%(14年度末) | ②40%(17年度末) |

事業主体 市

(6)女性の性の自己決定権の確立

事業名：性の自己決定能力を育てる取り組み

事業概要

女性が自分のからだのことを自分でできる権利を女性の人権として確立し、生涯にわたり女性の健康を守ります。

◇性についての講座の実施

◇出産から更年期までの様々な女性のからだの健康に関する講座の開催

◇情報紙・広報紙による啓発

◇情報提供

評価指標・目標値

| <指標> | [実績値] | [目標値] |
|-----------|------------|-------------|
| ①年間講座開催回数 | ①1回(14年度) | ①3回(17年度) |
| ②年間講座参加者数 | ②60人(14年度) | ②110人(17年度) |

事業主体 市

(事業に関わる主たる担当課は、すべて男女参画社会課である。事業実施年度は、2003年度 2004年度 2005年度である。)

2. 「第1次実施計画」との相違

「2. 男女共同参画社会」における3計画事業における変更点を検討してみる。

「(1)男女共同参画社会形成への総合的推進」の「事業名：男女共同参画社会実現のための行政の推進体制の充実」には変更がない。その事業概要では、「ちがさき男

女平等参画プラン」が策定されたことを受けて、男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備がこのプランに基づくことが書かれている。事業内容では、設置された庁内行政組織（関係課長）が「女性行政推進会議」から「茅ヶ崎市男女共同参画推進会議」に変化し、「プラン推進協議会」設置から「ちがさき男女平等参画プラン推進協議会」設置に変化した。「ちがさき男女平等参画プラン推進協議会」は、事業等がプランに沿って進行されているか調査・改善・提言を行う、となっているのである。

「第2次実施計画」の17年度までの事業内容に、前号で指摘したことに関して、残念ながら「男女平等参画社会基本条例、男女平等参画都市宣言」への取り組みがまだ含まれていない。第3次実施計画の中に組み入れるために、様々な準備が必要な段階であろう。

「(2)就労環境の整備」の「事業名：女性センターの機能の充実」と「事業名：エンパワーメントの支援」にも変更がない。「事業名：女性センターの機能の充実」の事業概要では、女性センターが、「ちがさき男女平等参画プラン」の最重点課題である「総合的相談事業の確立や子育て中の女性、再就職を希望している女性などを支援していく」事業の拠点から、「男女共同参画社会の実現を目的として、学習の機会の提供、情報発信など女性の自立を支援する事業」の拠点、に変化している。これは、前号で指摘した「さわやかプラン」の「男女共同参画社会」の意味である、『子育て中の女性・再就職希望の女性への支援』から、「ちがさき男女平等参画プラン」の「男女共同参画のまち」の意味である『男女がともに家庭、仕事、地域活動に参画する』まち、へ近づくための変更のようである。女性センターの位置づけが、「女性の自立支援」となり、よりジェンダーフリーな個人を支援する社会制度づくりの一環であることが明らかになっている。しかし、「女性センターの機能の充実」の事業名が、「就労環境の整備」の計画事業の中に入っていることは、「女性センター」の位置づけが、就労問題中心になっており、この面で「男女平等参画のまち」づくりの点から「女性センター」の位置づけの再編成が必要と思われる。事業内容では、「女性の総合的相談事業の実施」が消え、「社会参加、就労支援に関する講座の開催」から「社会参加、自立支援を目的とする講座の開催」に変化し、「情報紙・広報紙による啓発」が加わっている。

「事業名：エンパワーメントの支援」の事業概要では、「エンパワーメント」の説明が多少変化して、「エンパワーメントの過程では、参画によって個人も力をつけ、自分自身の生活をコントロールし、改善することができるようになることを目指し

ます。」が消えた代わりに、「エンパワーメントを目的とした講座等の事業に取り組みます。」が付け加わっている。事業内容では、「情報紙・広報紙による啓発」が加わっている。

「(3)男女平等意識の高揚」の「事業名：男女平等意識の高揚」にも変更がない。事業概要では、「ジェンダーフリーの視点」が「性別で分けない（ジェンダー・フリー）視点」に変化している。「行政や教育に携わるもの、市民に対して男女平等意識改革が必要です。」が「市民や教育に携わるもの、職員に対して男女平等意識改革に取り組みます。」に変化している。事業内容では、「情報紙・広報紙による啓発」が加わっている。

「(4)女性に対する暴力への対応」の「事業名：☆総合的相談事業の確立」が「事業名：「女性のための相談室」機能の充実」に、「事業名：☆暴力根絶の意識啓発」が「事業名：DV等の暴力根絶の意識啓発及びDV対応」に、変更されている。「事業名：「女性のための相談室」機能の充実」の事業概要では、「本市においても・・・「ちがさき男女平等参画プラン」を策定しましたが、総合的相談事業は、このプランの実施事業の一つとして事業に着手します。」が、「女性のための相談室」では、多様化する女性の悩みの解決の一助として相談事業を行い、女性を支援しています。」に変化している。より具体的な事業概要となり、「多様化する女性の悩みの解決の一助として」の相談事業が強調されている。また、「電話相談による助言では、解決しにくい困難な相談に対応するため、面談相談を増設するなど、機能の充実につとめます。」が付け加わっている。事業内容では、「電話相談、予約相談、カウンセリング、」が、「電話相談・面談相談・法律相談の実施」に変化している。より現実的な相談内容に変わっているのだ。

「事業名：DV等の暴力根絶の意識啓発及びDV対応」の事業概要では、「夫・恋人からの女性に対する暴力やレイプ・痴漢・ストーカー行為は、女性の人としての尊厳を踏みにじる犯罪です。これら性被害を防止するとともに、被害にあった女性が安心して救済を求めることができる環境を整備します。」が、「女性に対するあらゆる暴力を根絶するために、意識啓発を行うとともに、夫や恋人など親しい人からの暴力（DV）の相談に対して、重大な被害を未然に防ぐための助言・指導・情報提供などを行います。」に変化した。DVという概念が導入され、相談内容が一般的なものでなく、より現実味を帯びたものになり始めているのだ。事業内容も、「警察など関係機関との連携」が「福祉事務所・警察など関係機関との連携による対応」に変化した。「暴力根絶の意識啓発事業の推進」が「暴力根絶の意識啓発」に変わり、こ

れもより現実的な内容になった。

「(5)政策・方針決定への参画」の「事業名：審議会などの女性比率の改善」と「事業名：☆女性に対する積極的参画促進措置の取り組み」には変更がない。「事業名：審議会などの女性比率の改善」の事業概要にも、ほとんど変更がない。事業内容にも変化はない。「事業名：☆女性に対する積極的参画促進措置の取り組み」の事業概要では、「職場や学校、地域、家庭でそれぞれの個性と能力を發揮できるような社会づくりが必要となっています。」が消えている。「目標数値を設定し、審議会の女性委員の登用を計画的に進める」が「審議会などの女性委員数の目標値を設定し、女性の登用を計画的に進める」に変化した。多少のニュアンスの違いがあり、審議会委員の登用中心から、女性の登用全般に強調点が移っているようだ。事業内容が、「目標値などを設置し、審議会など、男女の登用比率の改善」「女性の社会参画能力を高める講座や人材育成の講座の開催」から「積極的登用のための改善措置」「人材育成や社会参画の力をつけるための講座の開催」に変化している。ここも審議会中心から変化し、女性の不必要な強調がなくなったようだ。

「(6)女性の性の自己決定権の確立」の「事業名：☆性の自己決定能力を育てる取り組み」には変更がない。事業概要にも変化がない。事業内容では、「性教育の実施」「意識啓発事業や情報提供」が消え、「性についての講座の実施」が加わった。さらに「情報紙・広報紙による啓発」「情報提供」が付け加わった。

以上が、第1次実施計画から第2次実施計画への変更点であった。大枠に大幅な変化はないが、幾つかの点で改善が見られただろう。大幅な変更とは、「男女平等参画社会基本条例」の制定ということであるが、17年度までは計画事業の事業内容に含まれていないのだ。改善点は、「女性センター」の位置づけが、より「男女平等参画のまち」づくりに近づくように変更されたことだろう。しかしまだ、的確に「男女平等参画のまち」づくりの中に位置づいていないのが現状である。また、事業計画「(4)女性に対する暴力への対応」の事業内容が、より具体的なものとなり、実効性のある現実的な対応に向けて取り組みが進んでいることが伺える。この2点は、今後の課題の点でも注目すべきところである。

3. ちがさき男女平等参画プランの推進のための提言書

ちがさき男女平等参画プラン推進協議会（平成13年度(2001年度)～14年度(2002年度)）は、「ちがさき男女平等参画プラン」推進の提言について『ちがさき男女平等参画プランの推進のための提言書』を2003年3月24日に茅ヶ崎市長に提出した。その

内容は以下の通りである。

茅ヶ崎市は、「茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画」の推進において、「男女共同参画社会」の実現を重要な目標としています。

平成13年に施行された「ちがさき男女平等参画プラン」は、市民と行政がパートナーを組んで推進していく社会計画として、「男女平等のまちづくり」のための具体的な目標と取り組みを示し、着々と計画がすすめられてきました。平成14年には、「男女参画社会課」ができ、「相談事業」も開始され、市民の期待が高まっているところです。

現在、各自治体では、平成11年に制定された国の「男女共同参画社会基本法」をもとに、あらゆる分野での男女の平等の視点にたった施策が展開されています。しかし、女性に対する暴力の問題に代表されるように、性別による差別のない社会の実現はいまだ厳しい状況にあり、未解決の問題や新たな問題への対応が求められています。

「ちがさき男女平等参画プラン推進協議会」では、社会・経済情勢、茅ヶ崎市の状況をふまえ「プラン」の進行状況を協議し、「男女平等のまちづくり」の視点から、茅ヶ崎市の施策の状況を検討してきました。

ここに「男女共同参画社会」実現の推進体制を強化し、「プラン」の実効性を一層高めるために、優先的に取り組むべき課題をまとめましたので、提言いたします。

提言

- ①「新総合計画後期基本計画」推進体制の男女共同参画社会推進のためには、中核となる男女参画社会課の職員増など組織強化が必要です。
- ②男女平等参画のまちづくりのために、職員のさらなる理解が必要です。職員研修だけでなく、女性センターや公民館で行われる講座などに職員が参加できる環境を率先してつくってください。
- ③市民一人ひとりに、男女平等参画社会の担い手であることを認識してもらうため、積極的なPRが必要です。垂れ幕、市民ロビーへの掲示など様々な手法を活用してください。
- ④「神奈川県男女共同参画推進条例」は県内の事業者責務について定めています。茅ヶ崎市でも事業者や地域団体と協力して男女平等参画推進に積極的に取り組んでください。

⑤地域性を考慮した「男女平等参画条例」の制定に向けて、調査研究を行い、施策の一層の充実を図ってください。

男女平等参画社会の形成の促進を図るため、社会保障制度等の整備や見直しを求めます。

ちがさき男女平等参画推進協議会として、以下の項目について国・県に働きかけていただくことを要望します。

国・県への要望

- ①市民の一人ひとりの生き方が尊重され、自分らしい生き方を選択できるよう、性別によって不利益を受けない社会制度の整備が必要です。雇用、年金、税、社会保障などすべての制度の見直しと改革を求めます。
- ②DV被害者に対する支援は、未だ十分ではありません。被害者の自立支援、一時保護施設の拡充、配偶者暴力相談支援センター機能の充実、加害者の更生プログラムの確立等、あらゆる暴力が根絶されるよう、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の見直しを求めます。
- ③男女はともに、仕事や地域活動などの社会生活と家事、育児、介護などの家庭生活を両立できるような社会づくりに努めるよう求めます。

(事務局)茅ヶ崎市企画部男女参画社会課

この提言には茅ヶ崎市における「男女平等参画社会」実現の政策の現状と課題がよく表されているだろう。男女参画社会課の職員の充実、一般職員への啓発、市民への啓発と、地味ではあるが着実な課題を解決していくことが必要であるようだ。

4. おわりに

「ちがさき男女平等参画プラン推進協議会」(2003年度～2004年度)は、現在、「ちがさき男女平等参画プラン」(2001年)の見直し作業を行っている。来年度(2004年度)初頭に、見直し案を公表し、パブリックコメントが実施される予定である。基本目標の17は、変更せずに、「具体的な目標」「現状」「取り組み」の部分を大幅に変更する予定のようである。茅ヶ崎市における「男女平等参画社会」実現政策の現状と課題を検討するために、この見直し「プラン」の内容に注目してゆくことが必要である。

(2004-2-20)

参考文献

茅ヶ崎市『ちがさきさわやかプラン茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画第1次実施計画2001年度～2003年度』（平成13年3月）

茅ヶ崎市『ちがさきさわやかプラン茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画第2次実施計画2003年度～2005年度』（平成15年3月）

ちがさき男女平等参画プラン推進協議会『ちがさき男女平等参画プランの推進のための提言書』（平成15年3月24日）

鹿嶋敬『男女共同参画の時代』岩波書店(岩波新書) 2003

伊藤公雄『「男女共同参画」が問いかけるもの／現代日本社会とジェンダー・ポリティクス』インパクト出版会 2003

内閣府男女共同参画局『男女共同参画白書（「暮らしと社会」シリーズ）平成15年版』国立印刷局2003

21世紀男女平等を進める会『誰もがその人らしく男女共同参画（岩波ブックレット）』岩波書店 2003

大沢真理『男女共同参画社会をつくる（NHKブックス）』日本放送出版協会 2002